

第1回香南市農業委員会議事録（令和3年1月）

1. 開催日時 令和3年2月2日（火） 午後1時31分から午後3時5分

2. 開催場所 香南市役所6階 会議室

3. 出席委員（26人）

農業委員（18人）

1番安岡洋光（会長職務代理）、2番横田榮介、3番野島利英、4番井澤 傳、5番門脇芳充、6番百田順一、7番岡村 彰、8番近森一夫、9番柳本 章、10番三浦輝之、11番西村政吉、12番久武恵一、13番藤村和明、14番石丸典男、15番松村一恵、16番溝渕洋介、17番加藤 明、18番宮崎利博、19番恒石 巖（会長）

農地利用最適化推進委員（8人）

1番小松英介、2番松山 好、3番宮崎誠二、4番小松達夫、5番村上信一郎、6番野嶋由慎、7番黒岩健志、12番久武光顕

4. 欠席委員

8番近森一夫

5. 議事日程

（1）開 会（会長）

（2）議事録署名委員の指名 12番久武恵一 13番藤村和明

（3）議 事

議案第1号 非農地証明について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第18条の規定による合意解約について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による

農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

その他の件 ①農地あっせん申し出について

②引続き農業経営を行っている旨の証明について

③令和2年度農地パトロールの結果報告

6. 委員以外の出席者

農業委員会事務局長

中邑 彰彦

農業委員会事務局主任

宇田 道太郎

農業委員会事務局主事

刈谷 弘法

7. 会議の概要

議長 ただ今から第1回香南市農業委員会を開催致します。

今年の冬は厳寒とはいえ、日毎に日脚がのびており、四季の移り変わりを感
じます。一方、コロナ禍の影響は依然として厳しい状況のままであり、委員活動に
も制約が出ております。この状況下におきまして出来得る活動に精一杯取り組み
職務に励んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

最初に本日の出席委員の報告を願います。

(開会 13 時 31 分)

事務局 本日の出席委員は 18 名です。香南市農業委員会総会会議規則第 8 条の規定に
より、総会は成立していることをご報告いたします。
なお、本日欠席の連絡がありましたのは 8 番農業委員です。

議長 次に本日の議事録署名委員を指名させていただきます。12 番久武委員、13
番藤村委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願いします。
なお、本日も現地案件がございましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の
ため、バス移動を自粛し中止することとしましたので、ご理解のほどよろしくお
願いします。

(休憩 13 時 33 分～13 時 48 分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。
議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局より説明を願います。

(再開 13 時 48 分)

議長 議案第 1 号非農地証明についてを議題といたします。
それでは事務局より説明を願います。

事務局 非農地証明願につきまして説明を致します。はじめからページが飛びますが、
議案書は 6 ページをご覧ください。
位置図は 28 ページ、現況写真は 21 ページ・22 ページをご覧ください。
まず受付番号 1 番の説明を致します。
申請地は、夜須町手結山字ナベラ 1868 番 外 8 筆、地目は全 9 筆中 8 筆が
畑、残る 1 筆の 1876 番は登記地目が雑種地ですが現況地目は畑として農家台
帳に登録されております。面積は合計で 3,941 m²です。
申請地は、約 20 年前から山林状態となり現在に至ります。
補足説明があれば 2 番農業委員さんお願いします。

2 番 問題ありません。

事務局 続きまして受付番号 2 番の説明を致します。
申請地は、野市町東野字ソノ丸 1032 番 9、地目は田、面積は 28 m²です。
位置図は 29 ページ、現況写真は 23 ページをご覧ください。

申請地は、申請者の父親が申請地の東側に隣接する土地でかつて40年程前に診療所を営んでおり、その頃には既に診療所への進入路として使用されており、現在も東に隣接する現在の申請者の自宅への進入路として使用されております。
補足説明があれば13番農業委員さんお願いします。

13番 近隣の方にも確認をとりまして、この年数どおりであるということで問題ないと思います。

事務局 続きまして受付番号3番の説明を致します。
申請地は、野市町東佐古字丸山643番 外3筆、地目は田および畑、面積は合計で406㎡です。
位置図は30ページ、現況写真は24ページをご覧ください。
申請地のうち644番・645番には昭和38年頃に居宅と便所および車庫が、643番には昭和52年頃に倉庫と作業場が、646番2には昭和53年頃に農業用作業場がそれぞれ建築されて現在に至ります。
補足説明があれば15番農業委員さんお願いします。

15番 20年以上前から、この状態だったと思います。今の説明で問題ありません。

事務局 続きまして受付番号4番の説明を致します。
申請地は、夜須町羽尾字カキノモト639番1、地目は畑、面積は2,975㎡です。
位置図は31ページ、現況写真は25ページをご覧ください。
申請地は名義人の祖父が昭和43年頃に一部を植林し、その他は雑木林となつて山林化し現在に至ります。
補足説明があれば4番農業委員さんお願いします。

4番 説明どおりで問題ありません。

議長 事務局の説明が終わりましたが、非農地証明について何か質問はございませんか。
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら採決に入ります。
非農地証明4件、許可に同意される方は挙手願います。

議長 全員挙手により、許可に同意ということに決定を致します。

議長 続きまして、議案第2号農地法第4条の規程による許可申請についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第4条の規定による許可申請につきまして議案書2ページの受付番号1番の説明を致します。
申請地は、夜須町夜須川字新田1115番。地目は畑、面積は2,560㎡のう

ち28㎡です。

位置図及び配置図は1ページから3ページ、現況写真は1ページ・2ページをご覧ください。

申請地は、県道夜須物部線 市営バス「夜須川」バス停から南東へ直線距離で約100mに位置し、個人用納骨堂を建立するものです。

周囲の状況は、一筆のうちの一部に対する転用申請ですので、申請箇所の周りは申請人所有の畑ですが、さらにその外側については、東と南は山林、西は赤線を挟み同意のある田と同意のある畑、北は赤線を挟み同意のある田です。

なお、申請地の筆全体の隣接地でみたら、現況写真1ページ上段の地図に写真①と書いた矢印のさらに北東側に登記地目上農地の筆が4筆ほどありますが、本件の申請箇所からはいずれも60m以上離れているため、営農への影響はないと判断します。

農地の区分としては、「甲種、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地」で、その他の第2種農地に該当すると判断します。

造成については現状高のままで整地程度、転用申請地28㎡のうち納骨堂エリアは砂利敷きとし、その周囲の犬走はコンクリート舗装とします。

進入経路は北側の赤線より申請地内を徒歩で進入するため現状のまま利用します。

排水につきましては雨水のみで、現状どおり自然浸透、およびコンクリート舗装部分の雨水も周囲の申請人所有地内で自然浸透します。

墓地経営許可申請書は、香南市環境対策課に提出されております。

補足説明があれば4番農業委員さんお願いします。

4番 説明どおりで問題ありません。

事務局 続きまして、受付番号2番の説明を致します。

申請地は、夜須町夜須川字シダガ本1378番1、地目は田、面積は596㎡です。

位置図及び配置図は4ページ・5ページ、現況写真は3ページ・4ページをご覧ください。

申請地は、県道夜須物部線 市営バス「夜須川」バス停の東約80mに位置し、申請人が自己住宅を建築するものです。なお、通常、個人住宅用地としての転用では転用の上限面積が500㎡ですが、位置図及び配置図5ページで、申請地内の西側と南側の法面を斜線で示しておりますとおり、申請地は596㎡のうち165.69㎡が法面であり、実際に住宅用地として使用する部分の面積は500㎡未満であるため、計画面積についても妥当と判断いたします。

周囲の状況は、東は申請人所有地、西は宅地および同意のある田、北は県道を挟み宅地、南は幅10mを超える河川であり、さらに南の対面地への影響は無いと判断いたします。

農地の区分としては、「甲種、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地」で、その他の第2種農地に該当すると判断します。

造成は行わず整地のみで、表層は駐車場スペースをコンクリート舗装、その他は砂利敷きとします。

排水につきましては、位置図および配置図5ページのとおり、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、南側の河川へ排水、雨水は自然浸透及び溢れる分は生活雑排

水と同様に南側の夜須川へ排水します。

南側の河川への排水管接続に関しては高知県中央東土木事務所と協議済みであり、進入路である北側県道のガードレール撤去等の工事については高知県中央東土木事務所と協議済みです。

補足説明があれば4番農業委員さんお願いします。

4番 説明どおりで問題ありません。

事務局 続きまして、受付番号3番の説明を致します。

申請地は、野市町西野字チノ丸800番2、地目は田、面積は366㎡です。
位置図及び配置図は6ページから8ページ、現況写真は5ページ・6ページをご覧ください。

申請地は野市郵便局の北約600mに位置し、申請人が自己住宅を建築するものです。

周囲の状況は、東は青線・赤線を挟み宅地、西は申請人所有の田、南は同意のある田、北は香南市道を挟み同意のある田です。

農地の区分としては、10ha以上の集団農地で第1種農地に該当しますが、農地法施行規則第33条第4号の「集落に接続して設置されるもの」に該当し、不許可の例外に当たると判断します。

造成につきましては60センチの盛土をし、砂利敷きで整地する計画です。
排水につきましては、位置図および配置図7ページのとおり、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、東側の青線へ排水し、雨水は自然浸透および溢れる分は「敷地内の西側および南側に上から見てL字型に設置する宅地内水路」を通して東側の青線へ排水します。なお、申請地内の一番北側と一番南側に東西方向へ伸びる新設水路は申請地西側の農地の取水および排水に使用するために設置するものです。

排水に関しては地元の同意を得ており、東側青線への合併浄化槽の排水管および宅地内排水路の設置については香南市住宅管財課と協議済みで、敷地内の南北2本の水路については東側青線に既存の取水口へ繋げるため許可申請等は不要であることを香南市住宅管財課と協議済みです。

補足説明があれば18番農業委員さんお願いします。

18番 説明のとおり問題ありません。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

12番 2,560㎡の内28㎡は分筆ですよね。

事務局 5条転用で、所有者が変わる場合は分筆をしないとはいけませんが、4条は所有者本人が一部を転用するので、必ず分筆が必要ではありません。

12番 分筆しなくてもいいという事。

事務局 はい、ただし筆のどこの部分かわかるような位置特定図の添付が必要です。位置図・配置図の2ページのようなものです。

1 2 番 例えば、既に墓地になっている場合はどうですか。

事務局 分筆は必要ないです。が、既にできてしまっている場合には始末書を提出し、
どういった経緯で違反転用になったかの説明は必要になります。

議長 他に質問はございませんか。

1 4 番 4 条 2 番ですが、採石らしきものがあるように見えますけど、採石については、
どの程度で始末書案件になるのか。以前にもこういった案件がありましたが、こ
れくらいなら始末書案件にならないということ。

事務局 はっきり何処までどうなったらという基準はありません。現地確認の際に転用
されていると判断すれば始末書をつけていただくことになります。農地でも耕作
や出荷のための進入路や駐車スペースの砂利敷などが必ずしも違反転用とはなら
ない農業用の施設という判断をすることもありますので、今回の所は舗装までさ
れてないので始末書までは求めてないです。ただ、この会の中で始末書が必要と
いう結果になれば条件をつけて意見書をつけることになります。

1 4 番 委員の判断になるということですか。

事務局 一つはそうです。あと、農業委員会は通っても県の審査の中で始末書となる
場合もあります。

1 4 番 県で始末書案件と言われる可能性もあるということで、こんな状態で始末書案
件になりましたと状況がわかれば教えてもらいたい、どのあたりまでの採石がい
けないのか判断しにくい部分があるので、また情報があれば示してほしい。

議長 他に質問はございませんか。

1 1 番 奥の方に採石が山になっているように見えるが、現地確認の時どうでしたか。

4 番 採石を積んだようなものがありますが、平成 2 8 年頃の災害があった時に、工
事の資材を仮置きした状態になっていましたが、それがきれいに整備されてい
ないようです。

1 1 番 奥の方も白く見えるので、現地見た人に、どう見たか聞いたかったので。

議長 他に質問はございませんか。
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら裁決にはいります。4 条 3 件許可に同意される方は挙手願
います。

議長 全員挙手により、許可に同意し先程審議した意見書をつけまして、知事に送付

いたします。

議長 続きまして、議案第3号農地法第5条の規程による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第5条の規定による許可申請につきまして受付番号1番の説明を致します。

申請地は、野市町西野字ルノ丸1549番、外3筆、地目は田、面積は3,495㎡です。

位置図及び配置図は9ページから15ページ、現況写真は7ページから10ページをご覧ください。

申請地は、ポリテクカレッジ高知の西約200mに位置し、建売分譲住宅16区画を建築するものです。

現況写真7ページの上段の航空写真に、オレンジ色の点線で示したとおり、開発地内には赤線がありますが、これは開発後は改修および新設道路の一部として付け替わる計画であり、本年1月25日に開催されました開発審査会でもこの計画で承認を得ております。

周囲の状況は、東は赤線・青線を挟み同意のある田および宅地・公衆用道路・雑種地、西は一部香南市道を挟み宅地、南は青線・赤線を挟み宅地・公衆用道路・公園、北は青線を挟み宅地です。

農地の区分としては、「街区の面積に占める宅地の割合が40%を超えている区域内の農地」で、第3種農地に該当すると判断します。

造成につきましては、位置図及び配置図11ページから13ページの造成計画図のとおり、表土を20センチ剥ぎ取り、約50センチから75センチで良質土による盛土を行い、敷地内に新設する道路はアスファルト舗装する計画です。

排水につきましては、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、位置図および配置図14ページ・と15ページのように排水し、雨水については区画毎に雨水浸透枳を2つ設置し、溢れる分は生活雑排水と同様に排水する計画です。

現況写真7ページ下段の流域図と、位置図および配置図14ページの排水計画図のとおり、排水計画図のうち、申請地内の黄色のエリアと薄黄色のエリア内の合計13区画分の排水は、申請地西側の既存団地内の道路側溝等を経由して最終的に物部川へ排水し、申請地内の緑色のエリア内の3区画および公園の分の排水は申請地南側の既存団地内の水路等を経由して最終的に下井川へ排水される計画です。

排水に関しては地元と土地改良区の同意を得ており、物部川への排水については管理者である国土交通省四国地方整備局より許可済み。

開発に伴う市道への工事については香南市建設課より施工承認済み。青線・赤線の工事および使用についても香南市住宅管財課より許可済みです。

また、開発に関して、香南市土地環境保全条例については、本年1月25日に開催されました開発審査会でもこの計画で承認を得ており、香南市と開発協定を交わす見込みです。

補足説明があれば18番農業委員さんお願いします。

18番 説明どおりで問題ないと思います。

事務局

続きまして、受付番号 2 番の説明を致します。

申請地は、野市町西野字トノ丸 9 6 3 番 1 3、地目は田、面積は合計で 2,990 m²です。

位置図及び配置図は 1 6 ページから 1 9 ページ、現況写真は 1 1 ページ・1 2 ページをご覧ください。

申請地は、野市郵便局の北西約 4 5 0 m に位置し、建築条件付宅地分譲地 1 3 区画とするものです。

農地の区分としては、「のいち駅から 8 5 0 m 以内にある農地」で、第 2 種農地に該当すると判断します。

周囲の状況は、東は香南市道を挟み宅地および公衆用道路、西は水路と香南市道を挟み同意のある田、南は同意のある田、北は譲渡人所有の田です。

造成につきましては、位置図及び配置図 1 8 ページの造成計画図のとおり、造成地周囲には擁壁を設置して、約 1 5 センチから 6 7 センチの盛土を行います。

整地につきましては、位置図及び配置図 1 7 ページの土地利用計画図のとおり新設道路はアスファルト舗装、その他は土のまま又はコンクリート打設をおこないます。

排水につきましては、位置図および配置図 1 9 ページの排水計画図のように、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、敷地内新設道路側溝を通り東側の市道側溝へ排水します。雨水については区画毎に雨水浸透枳を 2 つ設置し、溢れる分は生活雑排水と同様に排水する計画です。

排水に関しては地元の同意を得ており、東側市道への新設道路接続、西側市道へのゴミステーション設置、およびそれぞれの市道への道路框と水路改修工事については香南市建設課より許可済みです。

また、開発に関して、香南市土地環境保全条例については、本年 1 月 2 5 日に開催されました開発審査会でもこの計画で承認を得ており、香南市と開発協定を交わす見込みです。

補足説明があれば 1 8 番農業委員さんお願いします。

1 8 番

農転サイドからは特に問題はないですが、位置図の 1 7 ページを見ていただいたら、西側道路に接続されていない。東側道路にしか接続されておらず、道路も狭いです。開発して分譲ができて数年したら、街づくりとしてはいいのかなと個人的に思う所はありますが。農転の方では接続しないといけないということはないので、開発の方でもう少しあればと思いますが、問題ないという事です。

事務局

続きまして、受付番号 3 番の説明を致します。

申請地は、香我美町徳王子字濤標 1 7 1 7 番 1、地目は畑、面積は 7 5 0 m²です。

位置図及び配置図は 2 0 ページから 2 2 ページ、現況写真は 1 3 ページ・1 4 ページをご覧ください。

申請地は香我美町徳王子の県道山北岸本停車場線沿いで、百田商店から北東約 2 0 0 m に位置し、譲受人が自己用一般住宅兼事業用事務所を建築するものです。

なお、土地の名義人は既に亡くなっており、相続登記が完了しておりませんが、その相続人 3 名が譲渡人となっております。

また、位置図及び配置図の 2 1 ページでは、事務所用地として使用する部分を

緑色、その他の、主に居宅用地として使用する部分を黄色で色分けしておりますが、この居宅用地部分の面積は約463㎡であり、個人住宅用地の転用面積上限である500㎡を下回っているため、計画面積についても妥当と判断いたします。

周囲の状況は、北は香南市道を挟み宅地、西は雑種地および宅地、東は香南市道および県道を挟み宅地、南は県道を挟み宅地、および現況写真13ページ上段に青色で囲った現況が木の植わった土地です。

この現況が三叉路の残地のようにになっている木の植わった土地が1717番7又は1717番5のどちらの土地に該当するかは不明ですが、いずれにしても現況写真14ページの写真③のように、申請地との間には、県道拡幅予定部分を含めて、道路幅員が約10mあるため、影響は無いと判断します。

農地の区分としては、「甲種、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地」で、その他の第2種農地に該当すると判断します。

造成につきましては、南側県道の高さに合わせて、車両進入箇所のみ最大約30センチの盛土を行います。

排水につきましては、位置図および配置図22ページのとおり、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、西側にある赤線内の現況が水路となった部分へ排水します。雨水も生活雑排水と同様に西側の赤線内の現況水路へ排水します。

排水に関しては地元の同意を得ており、西側の現況水路となった赤線への排水管接続が可能である旨は香南市住宅管財課と協議済み。

また、申請地南側の県道については来年度中に拡幅工事をすることが決まっております、拡幅後に歩道縁石および側溝については車両の進入が可能となるように施行可能である旨は高知県中央東土木事務所へ確認済みです。なお、本件は転用許可後、南側県道の拡幅工事が完了してから着工する計画となっております。

補足説明があれば6番農業委員さんお願いします。

6番 事務局の説明どおりで問題ありません。

事務局 続きまして、受付番号4番の説明を致します。

申請地は、野市町西野字チノ丸773番1、地目は田、面積は867㎡です。

位置図及び配置図は23ページから25ページ、現況写真は15ページ・16ページをご覧ください。

申請地は、野市郵便局の北約370mに位置し、集合住宅2棟10戸を建築をするものです。

周囲の状況は、東は同意のある田、西は青線を挟み同意のある田、南は香南市道を挟み宅地および譲渡人所有の田、北は青線・赤線を挟み同意のある田です。

農地の区分としては、「香南市役所本庁舎から800m以内にある農地」で第2種農地に該当すると判断します。

造成につきましては、45センチ盛土をして整地し、長屋建築部分以外はアスファルト舗装とする計画です。

排水につきましては、位置図及び配置図は25ページの排水計画図のとおり、生活雑排水は合併処理浄化槽で処理後、敷地内排水管および敷地内側溝を経由したのち、南側市道を埋設管で横断して市道南側の市道側溝へ排水します。雨水も生活雑排水と同様に南側市道側溝へ排水します。

排水に関しては地元の同意を得ており、市道内と市道側溝への排水管設置については香南市建設課より許可済みであり、進入路である南側市道と申請地との間

の間詰コンクリート工事についても香南市建設課より許可済みです。

なお、申請地の西側と北側には青線が隣接しておりますが、今回の計画では青線内の土を一時的に掘って、工事後に埋め戻す程度であり、青線内の構造物の取り壊し等は発生しないため特段の許可申請が不要であることを香南市住宅管財課に確認済みです。

補足説明があれば18番農業委員さんお願いします

18番 説明どおりで問題ありません。

事務局 続きまして、受付番号5番の説明を致します。

申請地は、野市町東佐古字竹ノ内629番、地目は田、面積は290㎡です。

位置図及び配置図は26ページ・27ページ、現況写真は17ページから20ページをご覧ください。

申請地は、白岩団地の南西約250mに位置し、南側に隣接する雑種地624番1および625番2と一体的に利用して、合計面積403㎡に譲受人が自己住宅を建築するものです。

周囲の状況は、東は宅地、西は同意のある田、南は一体利用する雑種地、およびその南は公衆用道路と宅地。北は公図上、青線・赤線から成る水路と道路を挟み642番の同意の無い田および、先ほど審査いただきました非農地証明の3番案件の譲渡人所有地ですが、現況写真20ページの写真⑦のように、この642番の同意の無い田については、申請地との間の水路と道路が合計で幅員約6m以上あり、営農への影響は無いと判断いたします。

農地の区分としては、「甲種、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地」で、その他の第2種農地に該当すると判断します。

造成は行わず整地のみで現況のまま使用します。

進入路としては南側の一体利用地である624番1および625番2の一部から南西の県道へ接道をとる計画ですが、日常の車両の出入り等は申請地の東隣りにある628番の宅地の一部を通して進入する計画となっております。

排水につきましては、位置図および配置図27ページのとおり、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、北側の青線へ排水します。雨水は通路部分については自然浸透、その他は生活雑排水と同様に北側の青線へ排水します。

排水については地元の同意を得ており、北側の青線へ新設の排水管を設置することについては香南市住宅管財課と協議済みです。

南西の県道までの通路の一部として一体利用する624番1の雑種地および日常の車両の出入り等で使用予定である628番の宅地の一部については、所有者である譲渡人の使用承諾書を得ております。

補足説明があれば15番農業委員さんお願いします。

15番 今の説明で問題ないと思います。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

11番 毎回水の事に関して意見を言っていますが、野市で宅地化が進んでいます。地区の座談会でも言いましたが、野市は3つにわかれているが、水利組合等はそこだけで同意等していると思う。が下は全部の水が流れてくるので、今まで浸からな

かったところが浸かるようになっている。上を開発するのであれば、下の排水口を何とか計画をたててくれるよういつも言っているが、回答もない。

議長 人・農地プラン座談会の下井地区でも水の問題が出てきております。補助事業等活用して検討していかないといけない事ではないかと思いますが、即解決というのは難しいと思います。

事務局 以前からもずっと下の話は出ております。中々すぐできる事ではないですが、人・農地プランでも実質化した後、ハード事業等がありますが、その話は出ていますか。

1 1 番 9日に会をするようになっている。

事務局 ハード事業でどこまでできるかはわかりませんが、そういう話もあげていただいていたなら何かはできるかもしれませんが。開発の方も末端までの流域まではみないし、制限をするなら網をかけて市全体で考えないといけない事でもあるので、すぐに答えがでるものではないかとは思いますが。

1 1 番 高規格道路の計画の時にも下のことも検討してくれるように言っていたが。市にも考えてほしい。すぐにどうこうなる話ではないが、声をあげていかないといけないと思う。

事務局 そういう意見が出ているのは承知の事ですが、以前も担当課には話をしていますし、事あるごとに伝えていってはいます。今度ある会でも出していただいたらと思います。

議長 農業委員会としても前向きに話もしていかないといけないと思います。

議長 他に質問はございませんか。

4 番 推進委員 5条5番の一体利用地とは。

事務局 申請地から西へ細長く表示してありますが、農地法よりは建築基準法の接道要件のため西側の県道へ接続するということでの計画になっています。

4 番 推進委員 南側の道には接道できないのか。

事務局 写真の19、20ページを見ていただいて、わかりづらいかもしれませんが、高低差や擁壁があったりで、直接の出入りができないような現状で西からとっているのではないかと推測されますが、今回はそういった申請になっています。

議長 他に質問はございませんか。
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら裁決にはいります。５条５件許可に同意される方は挙手願います。

議長 全員挙手により、許可に同意し先程審議した意見書をつけまして、知事へ送付いたします。

議長 続きまして、議案第４号農地法第１８条の規程による合意解約についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 受付番号１番の説明を致します。
申請地は野市町下井字ムノ丸９０２番１外３筆、地目は田、面積４,８３１㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人の都合による解約です。新しい耕作者は決まっております。

 続きまして、受付番号２番の説明を致します。

 申請地は香我美町徳王子字夕顔８５６番、地目は田、面積２,０７３㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人の都合による解約です。新しい耕作者は決まっております。

 続きまして、受付番号３番の説明を致します。

 申請地は野市町土居字船橋１２５番１外３筆、地目は田、面積３,８１５㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人の都合による解約です。新しい耕作者は決まっております。

 続きまして、受付番号４番の説明を致します。

 申請地は野市町西野字チノ丸７９６番１外１筆、地目は田、面積は１,１８６㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は土地の売却のためです。

 続きまして、受付番号５番の説明を致します。

 申請地は香我美町上分字西島４０３７番、地目は田、面積は１,２５８㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人の都合による解約です。新しい耕作者は決まっております。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

議長 ないようでしたら、お諮りいたします。
農地法第１８条による合意解約について５件、ご異議ございませんか。
 (異議なしの声)

議長 異議なしということで、申請どおり許可に決定いたします。

議長 議案書案件を終わりました承認案件ですが、全員書類の方は見ていただいたでしょうか。見ていない方は確認していただくようお願いします。

 全員、確認していただいたでしょうか。

 それでは、お諮りいたします。議案第５号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について、利用権の設定１９件、中間管理事業による所有権の移転１件、利用権の設定３件、ご異議ござい

ませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、承認することとします。

議長 議案第6号農地法第3条の3第1項の規定による届出について12件ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め受理することとします。

議長 承認案件を終わりました、その他の件について①農地のあっせん申し出について貸付け3件、売渡し3件、貸付け及び売渡し2件、事務局より説明願います。

事務局 今回農地パトロールの利用意向調査を行った関係でかなり出ております。内訳は、売渡は野市町1件、香我美町1件、夜須町1件、貸付は野市町2件、香我美町1件です。売渡および貸付は野市町2件です。情報がありましたら、香南市農業委員会まで情報提供をお願いします。

議長 説明が終わりました。この件について発言のある方はお願いします。

議長 ないようでしたら、続きまして、②引続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局より説明をお願いします。

事務局 今回2件提出があり、農地も適切に耕作されておりました。申請人が相続税の納税猶予を継続して受けるために、3年毎に申請があります。引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行しています。

議長 説明が終わりました。この件について発言のある方はお願いします。

議長 ないようでしたら、続きまして、③令和2年度農地パトロールの結果報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局 お手元にお配りしています資料にそって説明します。9月から10月にかけて農地パトロールをしていただきました。皆様お疲れさまでした。

1号、2号農地につきましては、昨年より54,420㎡減少しております。これは農業委員会のあっせんや中間管理事業の活用によるためだと思われます。山林原野につきましては増えていまして、昨年より128,260㎡増加しております。ほとんどが中山間地域におけるものです。

全体としましては、73,840㎡増加しております。今後も農業者の高齢化や、後継者不足により遊休農地は増加していくと思われますが、遊休農地の解消にご協力をお願いします。

- 議長 説明が終わりました。この件について発言のある方はお願いします。
- 議長 ないようでしたら、以上、本日予定していました全ての案件につきまして、審議は終了しましたが、何か他にございませんか。
- 1 2 番 新規就農者とは言えないが、仕事を持ちながら合間に農業をしたいという方がおられて、土地を探しておりますが、農地取得の下限面積に足りないと農地を持てないが。
- 事務局 何人か言ってくれてますが、農地を買う場合は面積の要件がありますが、借りる場合は面積要件はないのです。ただし利用権の設定などの手続きは必要です。
- 議長 何か他にございませんか。
- 議長 ないようでしたら、以上で第1回の香南市農業委員会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。
なお、次回の農業委員会は、3月1日（月）午後1時30分から、この場所で行いますので、よろしくお願いします。

（ 閉会 15時5分 ）

議事録署名人

議事録署名人

会 長